訴 状

2007年6月15日

原告訴訟代理人

弁護士 菊 地 修

弁護士 十 河 弘

弁護士 吉 田 大 輔

弁護士 宇 都 彰 浩

弁護士 山 田 いずみ

外

仙台地方裁判所民事部 御 中

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

政務調查費返還履行等請求事件(住民訴訟)

訴訟物の価額 金160万円也(算定不能につき)

貼用印紙額 金1万3000円也

請求の趣旨

- 1 被告は、訴外自由民主党・県民会議(代表者千葉達)に対し、金 5563 万 0253 円及びこれに対する平成 18 年 4 月 1 日から支払済みに至るま で年 5 分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 2 被告は、訴外フロンティアみやぎ(代表者佐々木敏克)に対し、金 2424万5767円及びこれに対する平成18年4月1日から支払済みに 至るまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 3 被告は、訴外民主フォーラム(代表者内海太)に対し、金 1451 万 0603 円及びこれに対する平成 18 年 4 月 1 日から支払済みに至るまで 年 5 分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 4 被告は、訴外社民党県議団 (代表者岩渕義教) に対し、金 1231 万 0764 円及びこれに対する平成 18 年 4 月 1 日から支払済みに至るまで 年 5 分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 5 被告は、訴外公明・21世紀クラブ (代表者小野寺初正) に対し、金 758万3316円及びこれに対する平成18年4月1日から支払済みに至 るまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 6 被告は、訴外無所属の会(代表者菅間進)に対し、金 145 万 5129 円及びこれに対する平成 18 年 4 月 1 日から支払済みに至るまで年 5 分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 7 被告は、訴外無所属百足健一に対し、金 171 万 1174 円及びこれに 対する平成 18 年 4 月 1 日から支払済みに至るまで年 5 分の割合によ る金員を支払うよう請求せよ。
- 8 被告は、訴外無所属菊地浩に対し、金 36 万 4353 円及びこれに対する平成 18 年 4 月 1 日から支払済みに至るまで年 5 分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 9 被告は、訴外無所属寺島英毅に対し、金 56 万 8799 円及びこれに対する平成 18 年 4 月 1 日から支払済みに至るまで年 5 分の割合による金員を支払うよう請求せよ。

- 10 被告は、訴外無所属大学幹男に対し、金 177 万 8523 円及びこれに 対する平成 18 年 4 月 1 日から支払済みに至るまで年 5 分の割合によ る金員を支払うよう請求せよ。
- 1 1 被告は、訴外無所属佐々木喜蔵に対し、金 72 万 6746 円及びこれに 対する平成 18 年 4 月 1 日から支払済みに至るまで年 5 分の割合によ る金員を支払うよう請求せよ。
- 12 被告は、訴外無所属大沼迪に対し、金 101 万 5542 円及びこれに対 する平成 18 年 4 月 1 日から支払済みに至るまで年 5 分の割合による 金員を支払うよう請求せよ。
- 13 被告は、訴外元宮城県議会議長渡辺和喜に対し、金 8833 万 9535 円及びこれに対する平成 16 年 3 月 31 日から支払済みに至るまで年 5 分の割合による金員を支払うよう請求せよ。
- 14 訴訟費用は被告の負担とする。

との判決を求める。

請求の原因

第一 当事者

- 一 原告は、平成 5 年 6 月 24 日、地方行財政の不正を監視・是正する こと等を目的として結成された権利能力なき社団である。
- 二 被告は宮城県知事であり、地方自治法第242条の2第1項第4号の 執行機関として、宮城県が受けた損害・損失について賠償・不当利得 返還請求すべき義務を有する者である。
- 三 訴外各会派は、宮城県議会内で同一の行動をとるために宮城県議会 議員によって構成された権利能力なき社団である。

第二 政務調査費の性格・目的

一 地方自治法第 100 条第 13 項及び第 14 項、宮城県議会における政

務調査費の交付に関する条例に基づき、宮城県議会の各会派または会派に所属しない議員に対して交付される政務調査費(議員一人当たり月額金35万円)は、地方自治法第232条の2に定める補助金であり。公益上必要がある場合にのみ支出がなされるべきものである。

また、政務調査費は「宮城県議会議員の調査研究に資するため」に 交付されるものである(上記条例第1条)。具体的には、使途基準(宮 城県議会における政務調査費の交付に関する条例施行規程第6条)に 定められているように、「調査研究費」は「会派又は議員が行う県の 事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に関する経費」、 「研修費」は「会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費並びに 他団体が開催する研修会、講演会等への議員及び会派又は議員の雇用 する職員の参加に要する経費」、「会議費」は「会派における各種会 議又は議員が県政に関する要望、意見等を聴取するために会議その他 県政に関する調査研究等を目的として実施する各種会議に要する経 費」、「資料購入費」は「会派又は議員が行う調査研究のための必要 な図書・資料等の購入に要する費用」、「広報費」は「会派又は議員 が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費」、 「事務所費」は「会派又は議員が行う調査研究活動のために必要な事 務所の設置・管理に要する経費」、「事務費」は「会派又は議員が行 う調査研究に係る事務遂行に必要な経費」、「人件費」は「会派又は 議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費」に、それぞれ限 定される。したがって、政務調査費が、政党の政治活動や選挙活動、 議員の後援会活動、ましてや議員個人の私的な活動に関する費用に充 てることはできない。

二 しかるに、平成17年度における各会派の政務調査費の支出には、政党の政治活動や選挙活動、議員の後援会活動、議員個人の私的な活動に関する費用に充てられた違法な支出が多数含まれている。その実態の詳細は、第四で明らかにするが、その前に、かかる違法・不当な支

出を制度上可能にしている「宮城県議会における政務調査費の交付に 関する条例」(以下「条例」と言う)及び「宮城県議会における政務 調査費の交付に関する条例施行規程」(以下「施行規程」と言う)の 問題点を指摘する。

第三 条例・施行規程の問題点

- 一 条例及び施行規程の制定経過
 - 1 政務調査費経理担当者会議(座長・村井嘉浩議員)報告(平成15年2月14日「政務調査費の透明性確保について」の検討結果について)は、改善事項として以下の5項目を指摘した。

ア 交付対象

交付対象は、従来の会派交付に加え、議員交付も可能とし、 会派による選択制とする。

イ 領収書等の添付

すべての領収書等(領収書・振込受領書・支出を証明しうる書類)を収支報告書に添付する。ただし、趣旨徹底のため 経過期間を設けて実施する。

領収書等が取得できない場合は、支出証明書を添付する。

ウ 調査・研究の内容や結果がよりわかるような報告

従来の政務調査費収支報告書・政務調査実績報告書に、調査や研究項目ごとの調査実施内容等が現在の政務調査費収支報告書や政務調査実績報告書よりも、よりわかるような報告書を添付する。

エ 旅費の基準

県の旅費規程を参考にして基準を作成する。

オ 事務所費・人件費

事務所費・人件費については、実態に応じて按分する。

2 これら5項目の改善事項は、平成15年3月12日の各会派代表者

会議において、「検討委員会を立ち上げ、各会派合意の上、早急に実施する」ことが全会一致で確認され、次期議会への申し送り 事項となった。

3 しかるに、実際に制定された条例・施行規程は以下のとおりであり、上記5項目の改善事項は、平成15年7月2日に設置された宮城県議会政務調査費条例等検討委員会(委員長・相沢光哉議員)の検討を経て、その主な部分は完全に骨抜きにされてしまった。

ア 交付対象

「会派又は会派に所属しない議員」に交付(条例第1条) イ 領収書等の添付

条例で次のような完全な骨抜き規定になってしまった。

- ・「政務調査費に係る支出額については、<u>実費に代えて</u>、 議長が別に定める方法により算出した額によることがで きる」(条例第13条第2項。下線・原告訴訟代理人。以 下同じ)
- ・「収支報告書の提出は、政務調査の主な実績を記載した 実績報告書、当該収支報告書に記載された政務調査費に よる支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添えて しなければならない」(条例第13条第7項)
- ・「<u>前記の場合において、領収書その他の証拠書類を取得</u> することが困難な場合にあっては、別に定める様式によ る支払証明書をもってこれに代えることができる」(条 例第13条第8項)

そして、これを受けて施行規程では次のような扱いと なった。

・「条例第13条第7項の規程による証拠書類の写しの添付は、様式第12号により行うものとする」(施行規程第7条第4項)

- ・「条例第13条第8項の支払証明書は、様式第13号による ものとする」(施行規程第7条第5号)
- ・「<u>政務調査費に係る旅費の計算にあっては、条例第13条</u> 第2項の規定により、簡便計算方法として、実費に代え て別表第2に掲げる方法により、算出した額によること ができる」(施行規程第8条第1項)

その結果、調査研究費、研修費、会議費については、 そのほとんどについて領収書の添付の必要がなくなった。 平成15年10月21日第5回検討委員会での合意にもとづ き、支払年月日、金額、具体的な支出内容を記載した支 出明細書を添付する改正試案が第8回検討委員会に出さ れたが、これも平成16年2月17日の第10回検討委員会で いとも簡単に覆された。

ウ 調査・研究の内容や結果がよりわかるような報告

これについては、一切条例に盛り込まれなかった。平成 15年3月12日の各会派代表者会議における合意事項は完全 に反故にされた(実績報告書を充実させようとする改正案 も出されたが、平成16年3月3日の第12回検討委員会で自民 党・県民会議よって葬り去られた)。

エ 旅費の基準

これについては、上記イのように、県内旅費については、 お手盛りの算出方法を考案し、いかようにでも支出できる 制度を作り出してしまった(この提案は、自民党・県民会 議によりなされた)。

才 事務所費、人件費

これについては、次のように、きわめて杜撰な按分でよいことになった。

・「議長は、前項のほか、支出額の按分方法その他の政務

調査費に係る支出額の計算について必要な事項を定めることができる」(条例第13条第3項)

・「条例第10条各号に掲げる費用のうち、事務所費、事務費及び人件費について、政務調査費に係る経費と政務調査費以外の経費を明確に区分しがたい場合には、条例第13条第3号の規定により、従事割合・その他の合理的な方法により按分した額を支出額とすることができるものとし、当該方法により按分することが困難である場合には按分の率を2分の1として計算した額を支出額とすることができるものとする。ただし、もっぱら政務調査費に係る経費に充てたと認められる場合は、全額を支出額とすることができるものとする」(施行規程第8条第2項)

二 施行規程の違法性

1 上記条例・施行規程は、5項目の改善事項を完全に骨抜きにし、 お手盛りの算定方法を制度上可能にするものであり、第四で指摘す るような多数の違法支出の温床となっている。

地方自治法(以下法という)第100条第12項が「条例の定めるところにより、地方議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる」としているのは、議員一人一人の調査、政策立案能力の向上、行政チェックのための行政執行の内容の研究、今日では行政の政策評価のあり方の研究等議員の調査研究に資するためであり(別冊法学セミナー「基本法コンメンタール地方自治法」113頁)、そうであるからこそ補助金支出としての公益性(地方自治法第232条の2)が認められるのである。

そして、同法第100条第14項が「前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に

係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」と定めているのは、上記政務調査費交付を認める趣旨にかんがみ、それが真に政務調査費のために支出されたものかどうかをチェックし、もって自治体財政の透明性を図る趣旨に出たものである。同項は「当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする」のみで具体的にどのような内容の報告書を提出するか、また添付書類をどこまで要求するかは条例に委ねている。従っていかなる内容の条例を制定するかは地方議会の裁量に委ねられていることになるが、いったん制定された条例は「当該支出が真に政務調査費のために支出されたものかどうかをチェックし、もって自治体財政の透明性を図る」という同項の趣旨に則って解釈されなければならない。そして当該条例がその施行規程の制定を議長に委ねている場合には、議長は同項及び当該条例の趣旨に則った施行規程を制定しなければならず、その趣旨に違反する施行規程は違法、無効となる。

2 簡便計算方法について

前記の通り法第100条第13項は、「条例の定めるところにより、 地方議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、 その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付すること ができる」としている。つまり地方議会の議員の調査研究に資する ため必要な経費でなければ政務調査費を交付してはならないのであ る。従って政務調査費にかかる支出額は実費のみが認められるのが 大原則である。

これについて宮城県議会条例では「政務調査費に係る支出額については、<u>実費に代えて</u>、議長が別に定める方法により算出した額によることができる」(条例第13条第2項)と規定する。ここでも「実費に代えて」であるから実費精算が原則であることが前提とされている。その上で例外的に議長が別に定める方法により算出した額によることができるとしているのである。だとすれば「議長が別に定

める方法」(以下簡便精算方法という)とは限りなく実費精算に近い方法でなければならない。また実費に代えて簡便精算方法を採用しうるのは、条例の文言上は自由に選択可能なようにも読めるが、法の趣旨に照らせば実費精算が困難な特段の事情が認められる場合に限定されねばならない。つまりそのような事情が認められない場合には実費精算が必要であると限定解釈することが必要である。

ところが本条例に基づき議長が定めた県内旅費についての簡便計算方法は、議員の自家用車関係経費(車の購入費・タイヤ・車検代・諸税・自賠責保険・任意保険料等)を政務調査費でまかなうことができるとの考え方に立ち、移動距離1kmあたり単価を90円とした。また、高速料金・駐車料金を1日あたり4,000円支給できるとするものである。これは、「政務調査活動に自動車を使う際の費用は、交通費として考えるべきである。したがって、政務調査費で、支出できるのは、燃料費及び有料道路通行料、駐車料金等の実費のみであり、その他の維持管理に要する費用に支出することは適当ではない」とする、全国都道府県議会議長会の考え方に反するものである。かかる簡便計算方法によって支給される旅費の日額は実費精算をはるかに上回る金額となっている。このような金額が「議員の調査研究に資するため必要な経費」の範疇を著しく逸脱するものであることは明らかであるから議長の定めた簡便精算方法(施行規程第8条第1項)は地方自治法及び条例に違反し違法、無効である。

従って簡便精算方法により旅費の支払いをなした議員は、実費分 を超える部分について不当利得として県に返還すべき義務がある。

3 領収書等の添付

これについては「収支報告書の提出は、政務調査の主な実績を記載した実績報告書、当該収支報告書に記載された政務調査費による支出に係る領収書その他の証拠書類の写しを添えてしなければならない」(条例第13条第7項)、「<u>前記の場合において、領収書その</u>

他の証拠書類を取得することが困難な場合にあっては、別に定める 様式による支払証明書をもってこれに代えることができる」(条例 第13条第8項)と規定されている。

つまり領収書その他の証拠書類の写しの添付が義務づけられ、例外的に領収書などを取得することが困難な場合に限ってその添付が免除されているのである。そして本条項の立法趣旨は、当該支出が真に政務調査費のために支出されたものかどうかをチェックし、もって自治体財政の透明性を図るというにある。だとすればここに「困難な場合」とは、議員本人が主観的に「困難と考えた」という意味ではなく、物理的に領収書を取得し得ないような特段の事情のある場合と解釈されねばならない。

また「困難な場合」に要求される支払証明書は、当該支出が真に 政務調査費のために支出されたものかどうかをチェックするという 本項の趣旨からすれば、それを見れば真に政務調査費のために支出 されたものかどうかをチェックしうるような内容のものでなければ ならない。

ところが、これを受けて議長が定めた施行規程では「条例第13条第7項の規程による証拠書類の写しの添付は、様式第12号により行うものとする」(施行規程第7条第4項)、「条例第13条第8項の支払証明書は、様式第13号によるものとする」(施行規程第7条第5号)とされた。その様式を見ると「支払年月日」「支払額」「支払先ないし目的地」「使途ないし移動距離」を記載すれば足りるものとなっている。これでは「議員の言うことは鵜呑みにしなさい」と言っているようなもので、当該支出が真に政務調査費のために支出されたものかどうかをチェックすることなどおよそ不可能である。少なくともどのような内容の政務調査を行ったのか、当該調査のためにどうしてそのような支出が必要だったのかについて個別具体的な記載を要求しなければ条例の趣旨を全うすることはできない。従

って議長の定めた上記施行規程はいずれも地方自治法及び条例に違 反する違法、無効なものである。

そして領収書などの添付を要件としたのは当該支出が真に政務調査のためになされたかを確認するためであり、領収書などの添付のない支出は政務調査のための支出とは認められないから、当該支出については議員は不当利得として県に返還しなければならない。実際平成17年度の支払証明書を見ると備考欄にどのような内容の政務調査を行ったのか、当該調査のためにどうしてそのような支出が必要だったのかについて個別具体的な記載をしているケースはほとんどない。従ってそのようなケースを除き全議員は調査研究費、研修費、会議費で領収書などを添付しなかった全額について返還すべきである。

第四 訴外各会派・無所属議員の政務調査費の違法支出

- 一 訴外各会派の平成 17 年度の支払証明書、領収書等を、以上の観点から検討したところ、違法な支出が多数判明した。各会派・無所属議員ごとの対象項目、支出項目、違法事由、違法支出額は、別紙 1・① ~ ⑫のとおりである。
- 二 別紙 2 は、上記施行規定の簡便計算方法と県条例(宮城県議会議員の報酬等に関する条例。県職員の旅費規定を準用している。本来、自家用車を使用した県内出張の場合、この規定が適用になる)による旅費支給額(1 k m 37 円)を比較したものである。この各会派・無所属議員合計欄の「A-B」欄記載の金額が違法支出であり、これにより算出した違法支出額は別紙 1・①~⑫の各 N o 1 欄記載のとおりである。
- 三 別紙3は、明細不記載の資料購入費・事務費の一覧である。
 - 第二・一で指摘したとおり、施行規定の使途基準によれば、資料購入費は「会派又は議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の

購入に要する経費」とされている。この基準に合致しているかどうかを検証するには、少なくとも購入した図書名等が明らかにされなければならないが、別紙3のとおり、図書名等の具体的記載がない事例が多数見られる。これらは、下記六で引用する青森地裁、仙台高裁の判断基準に照らし、到底正当な資料購入費の支出と認めることはできないから、すべて違法と判断されるべきである。

また、同じく使途基準によれば、事務費は「会派又は議員が行う調査研究に係わる事務遂行に必要な経費」とされている。この基準に合致しているかどうかを検証するためには、少なくとも購入した物品名等が明らかにされなければならないが、これも別紙3のとおり、物品名等の記載がない事例が多数見られる。これらも同様に到底正当な事務費の支出と認めることはできないから、すべて違法と判断されるべきである。

なお別紙4は、図書名の具体的記載のある議員の資料購入費一覧であるが、すべてコンビニエンスストアからの週刊誌の購入であり、どの週刊誌のどの記事が調査研究の対象であったのかが明らかにされていないから到底正当な資料購入費の支出と認めることができず、これも違法と判断されるべきである。

四 按分について、施行規程は「政務調査費に係る経費と政務調査費以外の経費を明確に区分しがたい場合には、…従事割合その他の合理的な方法により按分した額を支出額とすることができるものとし、当該方法により按分することが困難である場合には按分の率を二分の一として計算した額を支出することができるものとする。ただし、もっぱら政務調査費に係る経費に充てたと認められる場合には、全額を支出額とすることができるものとする」と規定している。この規定によれば、100%、80%、60%等を政務調査費から支出する場合には、活動実績、使用実績、勤務実態等をもとにそのように計算した根拠を示す必要があり、根拠を示せない場合には50%とすべきということになる。

したがって、客観的に納得のできる算定根拠を示すことなく、主観的な判断で 100%、80%、60%等の支出をしている事例については、すべて違法支出と判断されるべきである。

- 五 よって訴外各会派・無所属議員は、別紙1・①~⑫各末尾合計欄記載の金額を、年度末である平成18年3月末日までに、不当利得として宮城県に返還すべき義務がある。
- 六 政務調査費支出の違法性判断基準について、最近重要な判例が相次 いで出されている。

すなわち、青森県弘前市の政務調査費に関する青森地方裁判所平成 18年10月20日判決は、地方自治法が収支報告書の提出を義務付け ていること、条例及び規則で政務調査費の使途基準の細目が定められ ていること、規則で会計帳簿及び領収書等の書類の整理・保管が義務 付けられていること、政務調査費の具体的使途や金額は当該議員が最 もよく把握していることから、「当該議員が政務調査研究活動に資す るために必要な費用として支出したことについて資料を提出せず、こ れを補足する具体的説明も行わない場合には、その金額や使途等から 見て資料の提出やこれを補足する説明を行うまでもなく政務調査費で あろうと社会通念上推認されるような支出を除き、これを正当な政務 調査費の支出であると認めることはできない」と判示し、その控訴審 判決(仙台高裁第2民事部平成19年4月26日判決)も、「議員が保 管整理を義務付けられている領収書等の資料に照らし、社会通念上市 政に関する調査研究に関する適正な支出と認めることができない支出 は、使途基準に合致しない違法な支出というべきである。また、議員 が政務調査活動に必要な費用として支出したことにつき、それを裏付 ける資料がなく、議員においてこれを積極的に補足する説明もしない ような場合には、当該議員は、当該支出が使途基準に合致しない違法 な支出とされることを甘受しなければならないというべきである」と 判示している。

これらの判示は、実態をふまえ、当事者に公平な立証責任を負わせたものとして評価でき、また原告の見解にも沿うものである。そして、宮城県においても、上記弘前市同様、条例及び施行規程によって政務調査費の使途基準の細目が定められ(条例 10 条、施行規程 6 条)、会計帳簿・証拠書類等の整理・保管の義務付けがなされていることにかんがみれば、上記判決の基準は本件にもそのまま当てはまるというべきである。

また、仙台市の政務調査費に関する仙台地裁第二民事部平成 19 年 4 月 27 日判決は、「その使途についての証拠は、各補助参加人が保存すべきものとされていることに照らすと、原告としては、本件各支出につきその具体的使途を特定して主張立証しそれが市政に関する調査研究に資するため必要な経費に充てられなかったことを明らかにするまでの必要はなく、本件各支出が市政に関する調査研究に資するため必要な経費に充てられたものとはいえないことを推認させる一般的、外形的な事実を主張立証した場合には、被告及び各補助参加人において、その推認を妨げるべく、市政に関する調査研究に資するため必要な経費に充てられたものと認めるに足りる具体的な使途を明らかにする必要があるというべきである」と、主張立証責任について注目すべき判断を示した。この点についても、本件においてそのまま当てはまるというべきである。

第五 宮城県議会議長の損害賠償義務

第三・二で指摘したとおり、条例がその施行規程の制定を県議会議長に委ねている場合、議長は地方自治法及び条例の趣旨に則った施行規程を制定しなければならないところ、議長は平成16年3月31日、上記のとおり地方自治法及び条例の趣旨に反する施行規程を制定した。その結果宮城県に対し別紙1・①~⑫No1記載の違法支出額の合計金8833万9535円の損害を被らせた。よって、施行規程を制定した宮城県議会議長は、不法行為として上記金額を宮城県に賠償すべき義務

がある。

なおこの点につき被告から、普通公共団体の議会の議長は4号の「当該職員」に含まれないから訴えは不適法であるとの主張がなされることが予想されるが、原告は被告に対し、以下のとおり「怠る事実の相手方」に対する損害賠償請求権を行使するよう請求しているのであり、議長が「当該職員」に含まれるか否かという点は全く関係がない。

すなわち、議長には地方自治法及び条例の趣旨に則り、施行規程を制定すべき義務がある。それにもかかわらず議長は、これに反する施行規程を制定し、制定された施行規程によって本来許されない政務調査費の支出が行われ、県に損害が生じたのである。よって、議長には不法行為が成立し、県に上記損害を賠償する責任がある。そして被告は、賠償義務のある議長に対して損害賠償請求をする義務があるところ、損害賠償を請求しない。この損害賠償を請求しない被告の不作為は「怠る事実に係る相手方」に対する損害賠償請求権を行使しない場合にあたる。原告は、県が議長に対して有する損害賠償請求権を行使するよう求めているものである。このように、原告は「当該職員」に対する損害賠償請求の履行を求めているのではないから、議長が「当該職員」に含まれるか否かは無関係なのである。

さらに被告は、相手方に対する請求権は、財務会計行為により、あるいは財務会計行為に関して生じたものであることを要するとの主張をすることも予想される。しかしながら、「怠る事実に係る相手方」に対する請求権は、例えば私人の地方公共団体に対する一般不法行為によって発生する損害賠償請求権も含まれるのであり、違法な財務会計上の行為によって発生したものである必要はない。

第六 監査請求

原告は、平成 19 年 3 月 22 日宮城県監査委員に対し、地方自治法 242 条第 1 項にもとづき住民監査請求をしたところ(甲 1)、監査委員 は同年 5 月 18 日上記監査請求を却下した(甲 2)。

第七 結論

以上の次第で原告は、地方自治法 242 条の 2 第 1 項 4 号に基づき、 請求の趣旨記載の判決を求め、本訴に及ぶ。

証拠方法

- 1 甲第1号証 宮城県知事措置請求書
- 2 甲第2号証 住民監査請求に係る監査結果について (通知) その他口頭弁論において提出する。

付属書類

1 甲号証写し 各1通

2 資格証明書(会則、議事録) 2 通

3 訴訟委任状 1通

当事者目録

〒980-0021 仙台市青葉区中央 4 丁目 3-28 朝市ビル 3 階

原 告 仙台市民オンブズマン

代表者 坂 野 智 憲

〒980-0811 仙台市青葉区一番町 2 丁目 10 番 24 号

一番町法律事務所(送達場所)

電 話 022-262-1901

ファックス 022-267-0144

原告訴訟代理人

弁護士 菊 地 修

〒980-0803 仙台市青葉区国分町 1 丁目 3-20 肴町ビル 2 階同

弁護士 吉 田 大 輔

〒980-0805 仙台市青葉区大町 2 丁目 6-14 日新本社ビル 8 階

同

弁護士 宇 都 彰 浩

〒980-0812 仙台市青葉区片平 1 丁目 2-38

チサンマンション青葉通り 805

同

弁護士 山 田 いずみ

〒980-0811 仙台市青葉区一番町 2 丁目 11-12

プレジデント一番町 304

同

弁護士 高 橋 輝 雄

〒980-0812 仙台市青葉区大町 2 丁目 6-14 日新本社ビル 8 階

同

弁護士 山 田 忠 行

〒980-0811 仙台市青葉区一番町 2 丁目 11-12

プレジデント一番町 402

同

弁護士 小野寺 信 一

〒980-0812 仙台市青葉区大町 2 丁目 3-12

大町マンション 402

同

弁護士 増 田 隆 男

〒980-0811 仙台市青葉区一番町 1 丁目 11-16

朝日プラザー番町 1106

同

弁護士 松 澤 陽 明

〒980-0812 仙台市青葉区片平1丁目 2-38

チサンマンション青葉通り 805

同

弁護士 吉 岡 和 弘

〒980-0812 仙台市青葉区片平1丁目1-1 1カタヒラビル2階

同

弁護士 齊 藤 拓 生

〒980-0822 仙台市青葉区立町 11-17 シティハイム立町 101

同

弁護士 坂 野 智 憲

〒980-0811 仙台市青葉区一番町 2 丁目 11-12

プレジデント一番町 306

同

弁護士 十 河 弘

〒980-0811 仙台市青葉区一番町 4-30 さのやビル 4 階

同

弁護士 鈴 木 覚

〒980-0803 仙台市青葉区国分町 1 丁目 3-20 看町ビル 2 階 同

弁護士 野 呂 圭

〒980-0812 仙台市青葉区片平 1 丁目 2-38

チサンマンション青葉通り 805

同

弁護士 千 葉 晃 平

〒980-0822 仙台市青葉区立町 11-17 シティハイム立町 101 同

弁護士 三 浦 じゅん

〒980-0811 仙台市青葉区一番町 2-8-18

同

弁護士 今 泉 裕 光

〒980-8570 仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号

被 告 宮城県知事 村 井 嘉 浩